

# 第9回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

財産及び損益の状況  
主要な事業内容  
主要な事業所  
従業員の状況  
主要な借入先の状況  
その他企業集団の現況に関する重要な事項  
株式の状況  
新株予約権等の状況  
会計監査人の状況  
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況  
会社の支配に関する基本方針  
剰余金の配当等に関する方針  
連結注記表  
個別注記表

(2024年10月1日～2025年9月30日)

## 株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 企業集団の現況

### (1) 財産及び損益の状況

区分	第6期 (2022年9月期)	第7期 (2023年9月期)	第8期 (2024年9月期)	第9期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高(千円)	5,803,431	6,486,545	7,165,784	8,945,582
経常利益(千円)	546,491	701,093	629,590	773,443
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	343,001	438,431	403,948	398,482
1株当たり当期純利益(円)	189.22	264.72	123.09	125.96
総資産(千円)	2,535,722	2,963,290	3,042,907	4,495,504
純資産(千円)	915,759	1,061,877	1,352,515	1,530,388
1株当たり純資産(円)	526.49	642.40	409.91	486.86

- (注) 1. 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度（第8期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記（資産除去債務の会計処理の変更）」を当期より適用しており、前連結会計年度（第8期）の期首に当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

### (2) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社グループはシステムソリューションサービス事業を单一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

② 主要な子会社の事業所

株式会社ブレーンナレッジ シス テ ムズ	東京本社 ほか5支店 (東京都千代田区) (北海道札幌市中央区) (宮城県仙台市青葉区) (愛知県名古屋市中区) (大阪府大阪市北区) (福岡県福岡市博多区)
株式会社アセットコンサル ティング フォース	本社 (東京都千代田区)
株式会社セイリング	本社 (東京都千代田区)
株式会社ヒューマンベース	本社 (大阪府大阪市)
株式会社コスマピア	本社 (東京都千代田区)
株式会社TARA	本社 (神奈川県藤沢市)
株式会社HCフィナンシャ ル・アドバイザー	本社 (東京都渋谷区)

(4) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
914名 (86名)	60名増 (9名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループはシステムソリューションサービス事業を单一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名 (1名)	3名増 (-名)	45.2歳	4.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社は、システムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

**(5) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）**

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	692,634千円
株式会社みずほ銀行	270,945
株式会社商工組合中央金庫	179,900

**(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 7,395,000株
- ② 発行済株式の総数 3,573,100株
- ③ 株主数 1,832名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
H C H グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	248,302株	8.03%
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	192,700	6.23
日 鉄 ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ 株 式 会 社	157,496	5.09
富 永 邦 昭	116,616	3.77
株 式 会 社 ア ド バ ン スト・メ デ イ ア	111,200	3.60
株 式 会 社 S B I 証 券	86,800	2.81
川 井 英 明	63,800	2.06
G L O B A L E S G S T R A T E G Y (常任代理人 立花証券株式会社)	60,000	1.94
加 藤 幹 正	57,000	1.84
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	42,700	1.38

（注）1. 当社は、自己株式を479,957株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	19,534株	4名
社外取締役	1,952株	2名
監査役	1,708株	3名

(注) 上記は、当社が当社の取締役（社外取締役を除く）、社外取締役、監査役に対して譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行ったものです。なお、当社は子会社の取締役（計10名）に対しても、譲渡制限付株式報酬として自己株式（計4,880株）の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、これにより1,786,550株増加しております。

期中における取締役会決議による自己株式の消却により280,000株減少しております。

期中における取締役会決議による自己株式の取得により187,300株増加、単元未満株式の買取により41株増加しております。

また、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分により28,074株減少しております。

なお、上記の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

**(2) 新株予約権等の状況**

① 当事業年度の末において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2021年11月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)※	受託者 1 (注) 1	受託者 1 (注) 1
新株予約権の数(個)※	15,413	17,339
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30,826	普通株式 34,678
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1,046 (注) 2	1,046 (注) 2
新株予約権の行使期間※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 1,046 資本組入額 523 (注) 3	発行価格 1,046 資本組入額 523 (注) 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 6	

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

- (注) 1. 受託者である当社使用人  
2. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} \times \text{行使価額}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。  
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2024年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が550百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (3) 本新株予約権者は、2026年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が650百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分

割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び(注)2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

- ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- ②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金1,046円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで））の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注)4及び(注)5に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

- ①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得

すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）4及び（注）5に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

#### （8）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

#### （9）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3に準じて決定する。

#### （10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 2025年1月1日付で行った1株当たり2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されております。

	第6回新株予約権
決議年月日	2021年11月30日
付与対象者の区分及び人数（名）※	取締役 3 使用人（執行役員） 1
新株予約権の数（個）※	29,863
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 59,726
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,046（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,046 資本組入額 523（注）2
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

(注) 1. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{aligned}
 & \text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\
 & \text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{調整後行使価額} &= \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{aligned}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。  
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。  
(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
  - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、2026年9月期の事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が650百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

#### 「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び（注）1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### 「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金1,046円とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使す

することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 2025年1月1日付で行った1株当たり2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されております。

	第7回新株予約権
決議年月日	2024年1月19日
付与対象者の区分及び人数（名）※	取締役 6 当社子会社取締役及び使用人（執行役員） 12
新株予約権の数（個）※	9,083
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,166
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,273（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,273 資本組入額 636.5（注）2
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

（注）1．当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{aligned}
 & \text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当} \\
 & \quad \text{既発行株} + \frac{\text{たり払込金額}}{\text{時価}} \\
 \text{調整後行使} & = \frac{\text{調整前行使} \times \text{式数}}{\text{価額}} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{aligned}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。  
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。  
(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

- ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

#### 「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び（注）1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### 「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金1,273円とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2026年12月1日から2028年11月30日まで（但し、2028年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使す

することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 2025年1月1日付で行った1株当たり2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されております。

	第8回新株予約権
決議年月日	2025年1月20日
付与対象者の区分及び人数（名）※	取締役 1 当社子会社取締役及び使用人（執行役員） 5
新株予約権の数（個）※	3,663
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,663
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,031（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2026年12月1日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,031 資本組入額 515.5（注）2
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※新株予約権の発行決議時における内容を記載しております。

（注）1．当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{aligned}
 & \text{新規発行株式数} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当} \\
 & \quad \text{既発行株} + \frac{\text{たり払込金額}}{\text{時価}} \\
 \text{調整後行使} & = \frac{\text{調整前行使} \times \text{式数}}{\text{価額}} \times \frac{\text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{aligned}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。  
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役及び執行役員、並びに当社子会社の取締役及び執行役員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。  
(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
  - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
  - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

- ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
  - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
  - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
  - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

#### 「本新株予約権の目的である株式の種類及び数」

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、下記「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」及び（注）1に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### 「本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額」

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

②新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額は、当初金1,031円とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（2027年12月1日から2029年11月30日まで（但し、2029年11月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使す

することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

下記「本新株予約権の取得」に準じて決定する。

「本新株予約権の取得」

①当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

②当社は、本新株予約権者が（注）3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注) 2に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑥ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ 処分対象

太陽有限責任監査法人

□ 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3か月  
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款  
に適合することを確保するための体制
  - ・法令及び定款の遵守に関する基本行動規範として「企業行動規範」を  
定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に周知徹底するととも  
に、コンプライアンス規程を制定・運用することで、コンプライアンス  
体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。
  - ・取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する行為を発見した場合  
は、直ちに監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化  
し、当該行為を未然に防止する。
  - ・法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内  
部通報制度」を設け効果的な運用を図る。
  - ・内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常  
時かつ専門的な業務監視体制をとり、その結果を代表取締役社長及び取  
締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・法令及び文書管理規程等に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文  
書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。取締  
役、監査役及び会計監査人等からの閲覧要請があった場合には、各部門  
長が中心となり、適時適切に情報の提出を行う体制を構築する。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「リスク管理規程」に基づき、想定される各種リスクに応じた有事の  
際の情報伝達と緊急体制を整備するとともに、有事が発生した場合に  
は、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
  - ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、事業活動における各  
種リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図る。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを  
確保するための体制
  - ・当社及びグループ会社の取締役会を原則として毎月1回開催するほ  
か、必要に応じて適宜開催するものとし、当該会社及びその傘下となる  
グループ会社の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督す

る。

- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保する。
- ⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役に子会社取締役を兼任させるのを基本とすることにより、子会社に対して適切な管理を行うとともに、当社グループ会社を管掌する部門の役割を明確にし、グループ会社取締役及び使用人の業務執行状況を監視・監督する。
  - ・当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準拠した体制を構築させる。
  - ・グループ会社の経営活動上の重要な意思決定事項は、当社取締役会に報告し、承認を得ることとする。
  - ・当社の内部監査室は、定期的にグループ会社の業務監査及び会計監査等を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置かないが、今後の状況に応じて監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、取締役会で協議のうえ、設置するものとする。
  - ・監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととした場合は、その使用人については、取締役または他の使用人の指揮命令を受けることなく、人事異動及び人事考課・懲戒処分については、監査役の意見を斟酌して行うものとする。
- ⑦ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めるものとする。
  - ・取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

- ⑧ 当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ各社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ各社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
  - ・監査役と代表取締役社長及び他の取締役は、相互の意思疎通を図るために、適宜に意見交換会を開催する。
  - ・監査役は、会計監査人から会計監査の内容につき説明を受け、情報の交換を行うなど連携を密にし、監査役監査の実効性確保を図るものとする。
  - ・監査役と内部監査室は、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等につき協議及び意見交換を行い、連携して監査にあたるものとする。
  - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - ・当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
  - ・当社及びグループ会社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求にも毅然とした態度で対処するものとし、一切の関係を遮断することを「企業行動規範」に定め、基本方針とする。また、反社会的勢力対応規程を制定し、管理本部統括のもと管理を徹底するとともに、適宜に警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ速やかに対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行に関する事項

当社及びグループ会社は、取締役会は月1回、臨時取締役会は必要に応じて開催し、法令または定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の職務執行の監督を行っております。

### ② コンプライアンスに関する事項

当社及びグループ会社は、「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を制定しており、定期的に実施しているコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンスに対する啓蒙、強化を図っております。コンプライアンス・リスク管理委員会は月1回の頻度で開催し、当社グループ全体のコンプライアンス状況について審議しております。

また、法令・社会規範等の違反行為等については、内部通報窓口を設けており、通報状況の確認等を行っております。

### ③ リスク管理に関する事項

当社及びグループ会社は、「リスク管理規程」を制定しており、各リスクについて体系的な管理を実施しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は月1回の頻度で開催し、当社グループ全体のリスク情報等について審議しております。

また、内部監査室が策定した内部監査方針・内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、リスク状況を把握・監視しており、内部監査報告書及び監査役への報告等を通じて、当社取締役に対して報告がなされております。

### ④ グループ会社管理に関する事項

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社に関する業務管理の適正化と強化のため、子会社の取締役または監査役に原則として当社取締役を1名以上選任しており、各グループ会社の業績並びに業務執行状況を適宜当社取締役会に報告しております。

また、内部監査室が策定した内部監査計画書に基づいて内部監査を実施し、業務執行状況等を把握・監視しており、内部監査報告書及び監査役への報告等を通じて、当社取締役に対して報告がなされております。

## ⑤ 監査役に関する事項

当社の監査役は、期初に策定した監査方針・監査役監査計画に基づき、当社の重要会議への出席及び書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制システムの運用状況等について監査しております。また、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換・状況共有を図るなど連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年12月15日開催の第6回定時株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号口(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「現行プラン」といいます。）を導入いたしましたが、2025年12月開催予定の第9回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時に現行プランの有効期間が満了いたします。そこで、当社は、現行プランの有効期間の満了に先立ち、2025年11月18日開催の当社取締役会において、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）を継続することに関して決議を行いました。

本プランは、当社取締役会の決議により継続するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本定時株主総会において議案（普通決議）としてお諮りさせていただくものであります。なお、本プランの継続につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成によって決議されています。

また、本プランは、2025年11月18日付けで効力を生じるものとしますが、本定時株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかつた場合には、直ちに廃止されるものとします。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法例等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会

が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

特に、当社グループにおいては、株式の大規模買付によって、当社グループの主要な事業であるITエンジニアの人材派遣事業の特性に対しての理解が充分でない、若しくは、当該事業を不当に利用しようとする資本上位会社が生まれることで、当該事業において通常よりも不利な条件での取引を強制されるといった事例が懸念されます。このような事例においては、本来当社グループが享受可能であった利潤を当該会社に不当に流出させることに繋がります。また、不利な条件での取引に当社グループの貴重なリソースを割かなければならない状況は、当社グループが顧客に提供できる人材派遣サービスに質的量的な劣化をもたらし、当社グループの競争力を低下させることに繋がりかねません。このような事態は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると考えております。

以上のような提案において、大規模買付行為等により、前述の不利な条件での取引の要請といった事例や、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度におい

て、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社グループの企業理念と事業内容

当社グループは、「Technology×Human=Future Creation (ITと人財で未来を創造する)」という企業理念を掲げ、コンサルティング・システム受託開発事業及びエンジニア派遣事業を開拓しています。

それぞれ企業理念に掲げられている「Technology」において“業界トップレベルの技術者が多数在籍する企業として認知され、あらゆるニーズに応えられる企業へ”、「Human」において“人が人を育てる文化を大切にし、そうした人財を多数保有する企業として、市場ニーズに、いつでも・どんな時でも必ず応えられる状態を実現”、並びに「Future Creation」において、“技術力・人財育成力・規模共にIT業界の首位グループに位置し、未来を創造している状態を目指します”を当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

### (2) 企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、正社員ITエンジニアを活用し、ITシステムのコンサルティング・企画提案から、開発、保守運用、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）までを行う総合IT事業を行っております。

当社グループは、1974年10月に前身の企業を創業して以来、コンプライアンス重視の経営を行い、2016年10月に現体制を設立し、2021年3月に東証マザーズ市場（現 東証グロース市場）へ上場致しました。上場にあたっては、人材獲得の促進と、既存社員のモチベーション向上を目的としておりましたが、特にエンジニアの即戦力の採用に大きな効果があったものと認識しております。

現状の当社グループの成長戦略としましては、システム開発の上流工程であるコンサルティング機能及び受託開発機能を中心とし強化させる戦略を掲げており、連結子会社である株式会社アセットコンサルティングフォース（以下、「ACF社」といいます。）を中心に、利益率の高いシステム開発案件を獲得するため、コンサルティング・企画提案段階から開発後の保守までの一気通貫

体制での取組を進めることで、幅広い業界に対する上流工程領域のサービス提供機会の拡大を目指しております。

当該戦略に基づき、近年ではコンサルティング・受託分野が急拡大しており、ACF社を中心とした戦略領域事業のグループ内売上シェアは2024年9月期30.6%に対し、2025年9月期では39.2%と順調に拡大しており、当該高付加価値なサービスの強化はグループ全体の収益性向上にも貢献しております。

また、オーガニック成長だけでなく、M&Aを活用した非連続的な成長戦略にも積極的に取り組んでおり、主要なM&Aだけでも、2016年10月付でシステム開発の上流工程を担う株式会社シー・エル・エス、2019年10月付で保守運用を担う株式会社セイリング、2021年10月1日付でERPコンサルティングを担う株式会社ヒューマンベース、2022年4月付でBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）領域の株式会社コスマピア、2024年2月付でAIカメラを主力とした株式会社TARA、2025年4月付でM&A仲介を主力とした株式会社HCフィナンシャル・アドバイザー（旧株式会社ペアキャピタル）を相次いで連結子会社化するなど、グループとしての業務拡大を実現しております。

このような企業価値向上の取り組みに基づき、現在の当社グループは、純粋持株会社である当社と事業を担う連結子会社7社、合計8社で構成された総合IT企業となりましたが、中長期的にも将来に向けた成長基盤の拡充と人財の育成を掲げ、「業界有数の人財数」、「業界有数の技術力」、「オリジナルの制度に基づく人財育成力」の醸成に努めることと併せ、ITを基軸に企業の経営課題を解決するソリューション・インテグレーターとして、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて取り組んでまいります。

### (3) コーポレート・ガバナンスの強化

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ全体の企業価値向上を図るため、将来に向けた成長基盤の拡充と人財の育成を掲げ、成長戦略の推進に日々取り組んでいます。持株会社である当社は、当社グループ全般の戦略企画機能を担うとともに、グループ各社の経営に対する牽制機能を持つことで、グループ全体の経営の健全性の確保と迅速な意思決定による効率性の向上に努めております。

## ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営管理組織として、「取締役会」、「監査役会」、「グループ経営戦略会議」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を採っております。

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、当社の企業規模や事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行える現在の体制を採用しております。

当社の取締役会は、取締役6名（うち独立社外取締役2名）で構成されており、月1回以上開催しております。グループ業績の向上に対する任を負うとともに、代表取締役社長及び業務執行取締役の監督、各子会社の監督と重要事項に関するグループの意思決定を機動的に実行できる体制をとっており、これらに必要な権限を付与しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて質問・指摘・助言等を行っております。

当社の監査役会は、監査役3名（うち独立社外監査役2名）で構成されており、毎月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。各監査役は取締役会に出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して適正な監視を行っております。また、内部監査室長1名が内部監査業務を行うことで、経営の透明性及び公正性を確保しております。

グループ経営戦略会議は、取締役4名で構成されており、月1回以上開催しております。当社グループ全体の持続的成長を目的として、業務執行における重要事項の報告・審議、及びグループ全体として必要な情報の共有や連携・調整を迅速に行っております。

## ③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。当社のコーポ

レート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書

(<https://www2.jpx.co.jp/disc/73610/100920241122528009.html>) をご参照下さい。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

当社は、上記 I. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期

間の確保を求ることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2.(1)⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランを継続することが必要であるとの結論に達しました。本プランの継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本日付けで本プランの効力が発生するものといたしますが、本定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本日付けで本プランの効力を発生させるものの、本定時株主総会において、本プランの継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの継続を決定しました。

なお、2025年9月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式について大規模買付行為等に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

### (1) 本プランに係る手続

## ① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

## ② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全

部証明書（又はそれに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(3) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(4) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(5) 国内連絡先

(6) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(7) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することができます。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構

成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）

(ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的な内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

(iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的な内容を含みます。）

- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的な内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的な方策
- (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

(xiv)大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(xv)大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性

(xvi)反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付け

の場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

## ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評

価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i)大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii)大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(i)から(iv)までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(i)大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断され

る場合

(ⅰ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っていると判断される場合

(ⅱ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っていると判断される場合

(ⅲ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っていると判断される場合

(ⅳ)当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

(ⅴ)大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合

(ⅵ)大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、他の条件の具体的な内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照

らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

(イ)大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

(ロ)大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

(ハ)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(リ)その他(イ)から(ハ)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

## ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。

なお、下記⑦に定めるとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく、原則として、当社株主総会を招集します。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(イ)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

#### ⑦ 当社株主総会の招集

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することができます。かかる提案をするにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成（但し、大規模買付行為等の態様等の特殊事情に応じて、異なる方法とする場合があります。）が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時、株主意思確認の方法等の詳細について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締

役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要是、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止又は変更されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、隨時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」並びに経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針 一企業価値の向上と株主利益の確保に向けて一」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

#### (1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

## (2) 事前開示・株主意思

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しています。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、原則として株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

更に、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの継続には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

## (3) 必要性・相当性及び透明性の確保

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底による取締役の恣意的判断の排除

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等

への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## ② 合理的な客觀的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客觀的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## ③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

##### (1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものとの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社

株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

当社の大株主の株式保有状況

2025年9月30日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

順位	氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	HCHグループ従業員持株会	248,302	8.03
2	光通信KK投資事業有限責任組合	192,700	6.23
3	日鉄ソリューションズ株式会社	157,496	5.09
4	富永 邦昭	116,616	3.77
5	株式会社アドバンスト・メディア	111,200	3.60
6	株式会社SBI証券	86,800	2.81
7	川井 英明	63,800	2.06
8	GLOBAL ESG STRATEGY (常任代理人 立花証券株式会社)	60,000	1.94
9	加藤 幹正	57,000	1.84
10	ヨシダ トモヒロ	42,700	1.38

(注) 持株比率は自己株式(479,957株)を控除して計算しております。

以上

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役、各監査役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更

(4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名 島田 容男（しまだ やすお）  
 略歴 1969年2月2日生  
       1991年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
       1995年9月 公認会計士登録  
       2000年8月 JPモルガン証券会社（現 JPモルガン証券株式会社）入社  
       2001年8月 ドイツ証券会社（現 ドイツ証券株式会社）入社  
       2003年4月 フェニックス・キャピタル株式会社（現エンデバー・ユナイテッド株式会社）入社  
       2004年11月 株式会社江戸沢（現 株式会社焼肉坂井ホールディングス）社外取締役  
       2005年10月 コンピタント株式会社 マネージングパートナー（現任）  
       2008年4月 税理士登録  
       2008年5月 コンピタント税理士法人 代表社員（現任）  
       2010年7月 株式会社アイペット（現 アイペット損害保険株式会社）社外監査役  
       2014年7月 NANAROQ株式会社（現 株式会社GRCS）社外監査役（現任）  
       2017年4月 当社 社外監査役  
       2018年3月 当社 社外取締役（監査等委員）  
       2020年4月 当社 社外取締役（現任）  
       2021年10月 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員（現任）  
       2023年8月 ハイブリッド株式会社 社外取締役（現任）

氏名 仁井見 達樹（にいみ たつき）  
 略歴 1967年5月31日生  
       1994年4月 運輸省（現 国土交通省）入省  
       2000年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社

2006年7月 株式会社RHJインターナショナル 入社  
2007年2月 株式会社ナインシグマ・ジャパン  
(現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会社)  
取締役  
2009年9月 エレファントフライ・コンサルティング 創業  
2019年4月 株式会社デジタル・コネクト 執行役員  
2020年12月 当社 社外取締役 (現任)  
2021年4月 株式会社デジタル・コネクト 取締役 (現任)

氏名 大下 良仁 (おおした よしひろ)  
略歴 1986年1月24日生  
2012年1月 大分地方裁判所 判事補任官  
2015年4月 二重橋法律事務所 (現 祝田法律事務所) 入所  
2017年4月 東京地方裁判所 判事補  
2019年4月 弁護士登録  
弁護士法人琴平綜合法律事務所 入所  
2020年4月 当社 社外監査役 (現任)  
2020年4月 弁護士法人琴平綜合法律事務所 パートナー弁護士  
2022年3月 太洋物産株式会社 社外取締役  
2022年12月 同社 社外取締役 (監査等委員) (現任)  
2023年12月 善国寺坂法律事務所 設立 パートナー弁護士 (現任)  
2024年8月 株式会社ラックランド 社外取締役 (監査等委員)  
(現任)

(注) 当社との関係について

- 当社は、島田氏、仁井見氏及び大下氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
- 各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

次の①から⑤に規定する者（以下、「例外事由該当者」と総称します。）及び当社取締役会において別途定める者は、新株予約権行使することができないものとします。

- ① 大規模買付者
- ② 大規模買付者の共同保有者
- ③ 大規模買付者の特別関係者
- ④ 上記①から③までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認をえることなく譲受け又は承継した者
- ⑤ 上記①から④までに記載の者の関連者

なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得し、その対価として、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた当社普通株式を対価として取得することができるものとします。また、当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することができるものとし、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権の割当決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

## 剰余金の配当等に関する方針

当社は、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、存続・成長を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、本株主総会第1号議案「剰余金処分の件」にて1株当たり27円の配当を予定しております。

また、当事業年度において、取締役会決議による自己株式187,300株（取得価額総額219,960千円）を取得、単元未満株式の買取により41株（53千円）を取得いたしました。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1)連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 7社

(株)ブレーンナレッジシステムズ

(株)アセットコンサルティングフォース

(株)セイリング

(株)ヒューマンベース

(株)コスモピア

(株)T A R A

(株)H C フィナンシャル・アドバイザー

上記のうち、(株)H C フィナンシャル・アドバイザーについては、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)シー・エル・エスは、2024年10月1日付で当社の連結子会社である株)ブレーンナレッジシステムズを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### ②非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2)持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて9月30日であります。

#### (4)会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

□ 商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

ハ. 貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

・建物附属設備 8年～15年

・工具、器具及び備品 4年～10年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

□ 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した期において費用として一括処理しております。

## ⑤重要な収益及び費用の計上基準

### イ. 請負契約

一括して開発・設計・構築等を請け負う取引であり、原則として一定期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合のみ、期末日における見積り総原価に対する累積実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して売上高を計上しております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。

### ロ. 準委任契約

当社グループの指揮命令下においてお客様との契約内容に応じた業務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

### ハ. 派遣契約

労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

### ⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しています。ただし、金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

#### (資産除去債務の会計処理の変更)

資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当連結会計期間より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

これは、当連結会計期間において、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当連結会計年度において資産除去債務を95,814千円計上しております。なお、この変更による損益への影響額は軽微であります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結貸借対照表は利益剰余金が148千円減少、有形固定資産が24,821千円、投資その他の資産「敷金」が40,339千円、投資その他の資産「差入保証金」が79千円増加しております。前連結会計期間の連結損益計算書は販売費及び一般管理費が85千円増加、当期純利益が85千円減少しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (のれんの評価)

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,283,323千円

(株式会社ブレーンナレッジシステムズ 33,343千円、株式会社セイリング 105,148千円、株式会社アセットコンサルティングフォース 4,666千円、株式会社ヒューマンベース 182,932千円、株式会社コスマピア 15,779千円、株式会社T A R A 76,462千円、株式会社H C フィナンシャル・アドバイザー 864,989千円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4)会計方針に関する事項 ⑥のれんの償却方法及び償却期間」に記載のとおりであり、当該のれんについて、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの減損の兆候の有無については、対象となる子会社の買収時の将来計画と実績との比較及び最新の将来計画に基づき超過収益力の著しい低下の有無を検討しております。

(株)TARA以外の会社取得によるのれんについては、超過収益力の評価に当たり、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費等について一定の仮定に基づいて見積りを行っております。

(株)TARA取得に伴い識別したのれんについては、超過収益力の評価に当たり、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、新規受注件数、顧客一件当たりの売上高、契約継続率等について一定の仮定に基づいて見積りを行っています。

これらの仮定は、子会社の過去の実績や事業計画を基礎とし、算定に当たっては将来の不確実性を考慮しています。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、のれんの減損処理が必要となる可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

投 資 有 債 証 券	89,670千円
計	89,670千円

(注) 債務の担保に供している資産は上記の他、連結上消去されている子会社株式があります。

②担保に係る債務

1年以内返済長期借入金	168,792千円
長 期 借 入 金	545,212千円
計	714,004千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,573,100株

(2)自己株式の数に関する事項

普通株式 479,957株

(注) 期中における取締役会決議による自己株式の消却により280,000株減少しております。

期中における取締役会決議による自己株式の取得により187,300株増加、単元未満株式の買取により41株増加しております。

また、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分により28,074株減少しております。

当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、これにより1,786,550株増加しております。

なお、上記の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年12月18日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	84,562	52.00	2024年9月30日	2024年12月19日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定期株主総会	普通株式	利益剰余金	83,514	27.00	2025年9月30日	2025年12月22日

(4)当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
(単位：株)

	新株予約権の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる 株式の数
第4回新株予約権	普通株式	30,636
第5回新株予約権	普通株式	34,678
第6回新株予約権	普通株式	59,726
第7回新株予約権	普通株式	18,166
第8回新株予約権	普通株式	3,663

## 6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に確認しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価

格の変動に晒されております。これについては、定期的に時価の把握を行なっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に企業の買収資金、運転資金に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、適宜資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	89,670	89,670	-
資産計	89,670	89,670	-
長期借入金(*)	1,143,479	1,139,991	△3,488
負債計	1,143,479	1,139,991	△3,488

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## (3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	89,670	-	-	89,670
資産計	89,670	-	-	89,670

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,139,991	-	1,139,991
負債計	-	1,139,991	-	1,139,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①投資有価証券

上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## ②長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、その他の事業については量的重要性が乏しいため、単一セグメントとしております。

顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	システムソリューション サービス事業
一時点での移転されるサービス	838,955
一定の期間にわたり移転されるサービス	8,106,627
顧客との契約から生じる収益	8,945,582
その他の収益	-
外部顧客への売上高	8,945,582

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	876,002
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	892,748
契約資産（期首残高）	68,507
契約資産（期末残高）	86,679
契約負債（期首残高）	45
契約負債（期末残高）	118

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 486円86銭

(2) 1株当たり当期純利益 125円96銭

(注) 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき2株に分割する株式分割を行っております。上記は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

#### (2)固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備 8年～15年

・工具、器具及び備品 6年～10年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3)引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④退職給付引当金

- イ. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した期において費用として一括処理しております。

#### (4)重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点での収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(資産除去債務の会計処理の変更)

資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

これは、当事業年度において、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ることとなり、従来の方法によることが認められなくなったことによるものであります。

これにより、当事業年度において資産除去債務を38,902千円計上しております。なお、この変更による損益への影響額は軽微であります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度の貸借対照表は利益剰余金が325千円、有形固定資産が16,425千円、投資その他の資産「敷金」が22,764千円増加しております。前事業年度の損益計算書へ与える影響は軽微であります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,793,090千円

(うち(株)TARAの関係会社株式 45,500千円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(1)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり計上しています。当該株式の実質価額が著しく低下した場合で、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、関係会社株式のうち超過収益力を加味した価額で取得した株式については、実質価額に超過収益力を反映しております。超過収益力を考慮するに当たっては、最新の経営環境等を考慮して将来の事業計画を策定することによって超過収益力が毀損していないか検証しています。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の低下の把握や回復可能性の判定においては、対象となる子会社の取得時の将来計画と実績との比較及び最新の将来計画に基づき検討しております。

(株)TARA以外の関係会社株式の将来計画策定においては、主に稼働予定人員数並びに稼働予定人員一人当たりの売上高及び人件費等について一定の仮定を用いています。

(株)TARAの関係会社株式の将来計画策定においては、新規受注件数、顧客一件当たりの売上高、契約継続率等について一定の仮定を用いております。

これらの仮定は、子会社の過去の実績や事業計画を基礎とし、算定に当たっては将来の不確実性を考慮しています。

### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定について、将来の不確実な経営環境の変化等により見直しが必要になった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

投 資 有 価 証 券	89,670千円
関 係 会 社 株 式	895,859千円
計	985,529千円

#### ②担保に係る債務

1年以内返済長期借入金	168,792千円
長 期 借 入 金	542,212千円
計	714,004千円

### (2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	75,136千円
短期金銭債務	1,199,921千円

## 5. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### ①営業取引による取引高

営業収益	758,630千円
------	-----------

#### ②営業取引以外の取引高

支払利息	6,947千円
------	---------

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 479,957株

(注) 期中における取締役会決議による自己株式の消却により280,000株減少しております。

期中における取締役会決議による自己株式の取得により187,300株増加、単元未満株式の買取により41株増加しております。

また、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての処分により28,074株減少しております。

当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行つております、これにより1,786,550株増加しております。

なお、上記の株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	△298千円
賞与引当金	1,961千円
役員賞与引当金	6,019千円
役員退職慰労引当金	19,544千円
退職給付引当金	744千円
資産除去債務	8,065千円
株式報酬費用	6,093千円
その他有価証券評価差額金	△4,706千円
その他	168千円
繰延税金資産小計	37,591千円
評価性引当額	△33,703千円
評価性引当額小計	△33,703千円
繰延税金資産合計	3,888千円
繰延税金資産の純額	3,888千円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 ブレーン ナレッジ システムズ	所有 直接 100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	542,038	売掛金	49,686
				配当収入	306,000	-	-
				資金の借入	429,000	短期借入金	603,179
				資金の返済	293,514		
				利息の支払	3,679	未払金	943
子会社	株式会社 アセット コンサル ティング フォース	所有 直接 100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	92,159	売掛金	8,447
				-	-	短期借入金	60,000
				利息の支払	329	未払金	83
子会社	株式会社 セイリング	所有 直接 100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	38,505	売掛金	3,529
				-	-	短期借入金	148,135
				利息の支払	814	未払金	205
子会社	株式会社 ヒューマンベース	所有 直接 100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	18,121	売掛金	1,661
				-	-	短期借入金	82,000
				利息の支払	450	未払金	512

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社コスマピア	所有直接100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	28,896	売掛金	2,648
				-	-	短期借入金	304,000
				利息の支払	1,671	未払金	421
子会社	株式会社T A R A	所有直接100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	8,101	売掛金	742
						未払金	440
子会社	株式会社HCフィナンシャル・アドバイザー	所有直接100%	役員の兼任、資金の貸借等	経営管理料	30,807	売掛金	5,648

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営管理料については、グループ会社に対する経営の管理・監督・指導に関する契約に基づき、当社の経営活動にかかる費用等を勘案して決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1)収益を分解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産 230円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 94円55銭

- (注) 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき2株に分割する株式分割を行っております。上記は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

**12. その他の注記**

該当事項はありません。